

## 令和7年度教育課程編成について

### 1 豊島区立学校・幼稚園における教育課程編成の一般方針

#### (1) 人権教育と豊かな心を育む教育の推進

人権教育、道徳教育等の充実を図り、子供たちの自尊感情と自己有用感を高め、他者とよりよい人間関係を形成する力を育成する。

- ① いじめ防止対策の徹底（教育大綱2-③）
  - i) いじめ重大事態調査報告書を受けた再発防止策を基にした取組の徹底
    - ・組織的に行う、いじめの未然防止・早期発見・早期対応の徹底
    - ・互いに認め合い共に学び合える学校づくりの推進
    - ・いじめの防止・早期解決に向けた保護者・地域・関係機関との連携の推進
- ② 人権教育の推進（教育大綱2-①、2-②）
  - i) あらゆる偏見や差別意識の解消を目指した人権教育の推進
  - ii) 豊島区子どもの権利に関する条例に基づいた教育の推進
- ③ 道徳教育の充実（教育大綱3-①）
  - i) 子供たちが生命を大切に作る心、他人を思いやる心、規範意識を育む教育の充実
  - ii) 自尊感情や自己有用感を高める指導の充実
  - iii) 体験学習や集団活動を通じた豊かな感性と社会性を育む教育の充実
- ④ 地域の歴史や文化の理解を深め、身の回りの諸課題を解決する教育の推進（教育大綱3-②）
  - i) 地域の歴史・文化・芸術等を学び、郷土に誇りと愛着を深める教育を推進
  - ii) 「エコアクション21」による環境経営計画に基づいた取組の実施

#### (2) 個性や創造性を伸ばし、子供たちに身に付けさせたい資質・能力を育む教育の推進

次代の担い手となる子供たちに、知識及び技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力・人間性等の涵養などの新しい時代に求められる資質・能力を育成する。

- ① 資質・能力を育む教育の推進（教育大綱1-③、4-④）
  - i) 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善
  - ii) 子供の特性や習熟の程度に応じた指導や小中連携による指導の充実
  - iii) 学校図書館司書や地域図書館と連携した読書活動・学習活動の効果的な推進
- ② 情報化に対応した教育の充実（教育大綱4-⑤）
  - i) ICTを効果的に活用した教育活動と発達段階に応じた情報活用能力と情報モラルの育成
- ③ グローバルに活躍する人材の育成（教育大綱3-③）
  - i) 発達段階に応じた継続的な英語活動・英語教育の充実
  - ii) 文化の多様性を尊重する態度や、国際社会の発展に寄与する態度の育成
- ④ キャリア教育の推進
  - i) 社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしく生きる能力や態度の育成

### (3) 健やかな体の育成と健康教育の推進

関係機関と連携した運動や体づくり運動等の取組、自らの健康に関する意識を高め、望ましい生活習慣を身に付け、生涯を通じてたくましく生きる基盤を養う。

- ① 生涯にわたって運動に親しむ態度の育成（教育大綱 1-④）
  - i) 児童生徒の実態に応じた体力向上の推進
  - ii) 運動や体づくり運動等の取組の充実
- ② 健康教育の推進（教育大綱 1-④）
  - i) 健康維持に向けた意欲向上の推進

### (4) 一人一人を大切にす教育の推進

社会環境の変化に適切に対応し、よりよい人生を生き抜くため、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させる。

- ① 特別支援教育の充実（教育大綱 2-②）
  - i) 個別指導計画及び個別の教育支援計画に基づいた、特別支援学級・特別支援教室における一人一人の能力を最大限に伸長する指導の充実
  - ii) 日本語指導が必要な子供への初期指導及び発達段階に応じた系統的な指導の充実
- ② 保・幼・小・中連携教育の推進（教育大綱 1-①、1-②）
  - i) 幼児期からの切れ目のない教育を意識した保・幼・小・中連携教育の充実
  - ii) 小・中 9 年間を見通した「学習指導」「生活指導」の確立
- ③ 教育相談の充実（教育大綱 2-③）
  - i) 相談窓口の周知及び取組を徹底した、児童・生徒が相談しやすい環境づくりの推進
- ④ 不登校対策の充実（教育大綱 2-③）
  - i) 子供たちの自己肯定感や自己有用感を高め、魅力ある温かい学級・学校づくり
  - ii) 早期発見・早期対応の充実と一人一人の状況に応じた支援

### (5) 安全・安心な学校づくりと教育環境の充実

子供自らが自然災害や事故、犯罪等の危険を予測し、回避することができる力を高める教育を推進する。

- ① 安全教育の充実
  - i) 事故やけがの記録を基にした子供主体の「安全・安心な学校づくり」の推進
  - ii) 関係機関と連携した「薬物乱用防止教室」「セーフティ教室」の実施
- ② 教科等の中で行う学習の充実
  - i) 教科等横断的に「生活安全」、「交通安全」、「災害安全」に関する学習の充実

## (6) 学校と家庭・地域社会の連携・協働と学校経営改革の推進

「社会に開かれた教育課程」の実現を図るとともに、地域の教育力を生かした特色ある学校づくりに努める。

- ① 学校・家庭・地域との協働体制の充実（教育大綱4-①）
  - i) 学校経営方針に基づく教育活動の成果を、学校評価において検証し、教育活動の改善につなげるサイクルの確立
  - ii) 地域の施設、外部人材等の地域の教育力を生かし、地域とともにある学校づくりの推進
- ② 地域と連携するための組織的・継続的な取組の充実（教育大綱4-②）
  - i) 保護者や地域社会への説明責任と意見を生かした改善の取組充実
  - ii) 8大学連携、地域NPO、企業等の活用促進

## 2 令和7年度教育課程編成における土曜日の扱いの考え方

- ① 広く保護者や地域等に子供の様子や学校の取組を見せる機会を設ける。  
年に3回以上（学期に1回を目安）＋2回〔体育的行事（運動会）、文化的行事（学習発表会・  
展覧会・文化祭）〕
- ② 土曜日に実施した授業等の振替休業日は、運動会と文化的行事（学習発表会や文化祭など子ども  
もの活動があるもの）を実施した場合のみ、直近の月曜日を指定できるものとする。
- ③ 祝日に行事や土曜日の取組を実施しない。（土曜日が祝日の場合）
- ④ 3連休の活動は控える。（月曜日が祝日もしくは振替休日の場合）